

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成21年8月21日

**【事業年度】** 第85期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

**【会社名】** チッソ株式会社

**【英訳名】** CHISSO CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 後藤舜吉

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区中之島三丁目3番23号

**【電話番号】** (06)6441-3251

**【事務連絡者氏名】** 大阪事務所長 齊藤継男

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区大手町二丁目2番1号

**【電話番号】** (03)3243-6370

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 堀尾俊也

**【縦覧に供する場所】** 該当なし

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第85期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

7 財政状態及び経営成績の分析

3【訂正箇所】

訂正箇所は\_線で表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(4) 水俣病問題について

当社グループは、これまでの水俣病関連累積損失が多額にのぼるため、当連結会計期間末の連結利益剰余金は1,139億円余となる結果、大幅な債務超過となっております。

当社は当該状況が会社の事業継続に支障を来たさないための措置として、平成12年2月8日閣議了解に基づき、国、熊本県及び関係金融機関から種々のご支援をいただいております。

支援措置の内容は次のとおりであります。

国・熊本県からは、水俣病関連の既往公的債務返済について、経常利益の中から患者補償を支払った後、可能な範囲で返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を講じていただいております。

関係金融機関からは、現在当社に対し行われている貸付元本及び求償債権の返済猶予等の継続及びこれに係る利息等の免除並びに今後の当社及び子会社の事業継続に直接必要な資金融資を行っていただいております。

また、水俣病患者補償については、当期に22億円余の費用が発生しており、今後も継続して補償を行ってまいりますので、毎年同程度の費用が発生することとなります。

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、これまでの水俣病関連累積損失が多額にのぼるため、当連結会計年度末の連結利益剰余金は1,139億円余となる結果、大幅な債務超過となっております。

当社は当該状況が会社の事業継続に支障を来たさないための措置として、平成12年2月8日閣議了解に基づき、国、熊本県及び関係金融機関から種々のご支援をいただいております。

具体的な支援措置の内容は、「7 財政状態及び経営成績の分析 (5) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消するための対応策」に記載しているため、省略しております。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

\_\_キャッシュ・フロー

<省略>

\_\_資金調達

当社グループは、運転資金及び設備投資資金について、内部資金または借入れにより資金調達することとしております。水俣病関連債務については、平成12年2月8日閣議了解「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」に基づき、国・熊本県及び関係金融機関から種々の支援措置を講じていただくこととなりました。また、支援措置に基づき関係金融機関からは、今後の当社及び子会社の事業継続に直接必要な資金融資について継続して行っていただいております。

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

\_\_キャッシュ・フロー

<省略>

削除

(5)継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消するための対応策

当社グループは、これまでの水俣病関連累積損失が多額にのぼるため、当連結会計年度末の連結利益剰余金は1,139億円余となる結果、大幅な債務超過となっております。

当該状況については、平成12年2月8日閣議了解「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」に基づき、支援措置を講じていただいております。

支援措置の内容は次のとおりであります。

国・熊本県からは、水俣病関連の既往公的債務返済について、経常利益の中から患者補償を支払った後、可能な範囲で返済を行い得よう、各年度、所要の支払猶予等を講じていただいております。

関係金融機関からは、現在当社に対し行われている貸付元本及び求償債権の返済猶予等の継続及びこれに係る利息等の免除並びに今後の当社及び子会社の事業継続に直接必要な資金融資について継続して行っていただいております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断したことから、当該注記を解消することといたしました。